

覚醒剤原料のしおり

(病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局用)

令和３年３月改訂版

千葉県健康福祉部薬務課

目 次

第 1	覚醒剤原料とは	3
第 2	覚醒剤原料の取扱い	3
1	所持、譲り渡し、譲り受け及び使用	6
2	譲り渡し及び譲り受けの特例	10
3	譲渡証及び譲受証	11
4	保管、管理及び記録	15
5	廃棄	19
6	事故	22
7	業務廃止等に係る在庫の覚醒剤原料の取扱い	23
第 3	携帯輸出入	25
第 4	監督	25
	届出等様式	

本書は、「平成 12 年 9 月 29 日付け医薬麻第 1793 号」(覚醒剤原料取扱いの手引き)を基本に、千葉県における覚醒剤取締法の解釈及び同法に係る行政指導等について記したものである。その他の国からの通知、行政実例等については(カッコ)で記した。更に、行政指導に該当する部分については(指導事項)と記した。

凡例

法＝覚醒剤取締法

政令＝覚醒剤原料を指定する政令

規則＝覚醒剤取締法施行規則

麻向法＝麻薬及び向精神薬取締法

住所・氏名＝自然人についてのもの

所在地・名称＝自然人以外(例：法人、施設等)についてのもの

行政指導＝千葉県行政手続条例に規定される行政指導

第1 覚醒剤原料とは

医薬品覚醒剤原料は、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。令和2年3月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別 名	商 品 名	濃度規制	規定条項
N・ α -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン、デプレニル	エフピーOD錠 2.5 セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメ ル」、 同「タイヨー」	なし	覚醒剤原料を 指定する政令 第1号
2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサナミド	リスデキサ ンフェタミン	ビバンセカプセル 20mg、同30mg	なし	覚醒剤原料を 指定する政令 第3号

※以下の物質については覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されているもの。

【含有量10%以下であれば除外されるもの】

○1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）＜法別表第1号＞

○1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）

＜法別表第3号＞

【含有量50%以下であれば除外されるもの】

○エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）＜覚醒剤原料を指定する政令第2号＞

第2 覚醒剤原料の取扱い

第2条

(9) この法律で「覚醒剤原料取扱者」とは、覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第30条の7 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を所持してはならない。

- (1) 覚醒剤原料輸入業者がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (3) 覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤製造業者がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (4) 覚醒剤原料取扱者がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (5) 覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者が研究のため覚醒剤原料を所持する場合
- (6) 病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者（往診のみによつて飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師を含む。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚醒剤原料を所持する場合
- (7) 薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料及び当該調剤のために使用する医薬品である覚醒剤原料を所持する場合
- (8) 薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師、病院若しくは診療所の管理者、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医療法第5条第2項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下「獣医師管理者」という。）若しくは飼育動物（同法第2条第1項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者である獣医師及び飼育動物診療施設の開設者に使用されている獣医師に限る。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚醒剤原料を所持する場合
- (9) 前各号に規定する者の業務上の補助者がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (10) 郵便若しくは信書便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚醒剤原料を所持する場合
- (11) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が当該覚醒剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当たる者がその者のため当該覚醒剤原料を所持する場合
- (12) 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当たる者が、その者のため、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を所持する場合
- (13) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬局開設者若しくは病院若しくは診療所の開設者から医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理するその医薬品である覚醒剤原料を所持する場合

(14) 法令に基づいてする行為につき覚醒剤原料を所持する場合

第30条の9 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(1) 第30条の7（所持の禁止）第1号から第5号までに規定する者が、その業務又は研究のため、その相互の間において、覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合

(2) 第30条の7第6号又は第7号に規定する者が、その業務のため、同条第1号又は第3号から第5号までに規定する者から医薬品である覚醒剤原料を譲り受ける場合

(3) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品である覚醒剤原料を交付する場合及び薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合

(6) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬局開設者若しくは病院若しくは診療所の開設者から医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者について、次のいずれかに該当する場合

イ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、その医薬品である覚醒剤原料を施用する必要がなくなつた場合において、その医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合

ロ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理するその医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合

(7) 第30条の7第6号又は第7号に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けて、全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品である覚醒剤原料を当該医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した同条第1号又は第3号から第5号までに規定する者に譲り渡す場合その他の厚生労働省令で定める場合

第30条の11 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を使用してはならない。

(1) 第30条の7（所持の禁止）第3号から第5号までに規定する者がその業務又は研究のため使用する場合

(2) 往診医師等及び第30条の7第8号に規定する者が、その業務のため、医薬品である覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

(3) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が当該覚醒剤原料を施用する場合及び医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けて施用する場合

第41条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、7年以下の懲役に処する。

(3) 第30条の7（所持の禁止）の規定に違反した者

(4) 第30条の9第1項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

(5) 第30条の11（使用の禁止）の規定に違反した者

2 営利の目的で前項第2号から第5号までの違反行為をした者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。

3 第1項第2号から第5号まで及び前項（第1項第2号から第5号までに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第41条の8 第41条から前条までの罪に係る覚醒剤又は覚醒剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第41条の13 第30条の9第1項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、3年以下の懲役に処する。

1 所持、譲り渡し、譲り受け及び使用

(1) 覚醒剤原料を取り扱える者(共通事項)

① 覚醒剤原料は、原則として、何人も所持、譲り渡し、譲り受け及び使用が禁止されている。ただし、法の規定の基づき指定を受けた者のほか、病院等開設者、薬局開設者等については覚醒剤原料取扱者等の指定を受けなくても、所持等が許されている。(後述)

② 病院等の開設者や薬局開設者など法の規定の基づく指定を受けなくても覚醒剤原料を取り扱える者については、覚醒剤原料を取り扱える指定を受けた者としてみなされるのではなく、あくまで「その業務」や「当該調剤」のために所持等ができることとされているのみである。従って、次のような制限がある。

ア 薬局医薬品製造業の許可を受けた薬局(以下「薬局製剤製造業者」という。)が覚醒剤

原料に該当する薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が１０％を超える製剤を製造する場合）には、「覚醒剤原料製造業者」の指定を受ける必要があり、また、覚醒剤原料を使用して覚醒剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が１０％以下の製剤を製造する場合）は、「覚醒剤原料取扱者」の指定を受ける必要がある。

イ 「覚醒剤原料取扱者」の指定を受けた薬局が、その資格により所持している覚醒剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続き（譲渡証等）が必要となる。

ウ 薬局開設者が調剤のために譲り受けた覚醒剤原料は、例えその薬局が「覚醒剤原料取扱者」の指定を受けていたとしても、他の薬局に譲り渡したり、薬局製剤に使用したりすることはできない。

エ 病院等、薬局において、学術研究の目的で覚醒剤原料（医薬品であるか否かを問わない）を使用する場合、「覚醒剤原料研究者」又は「覚醒剤研究者」の指定を受ける必要がある。

オ 病院等、薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料を、学術研究の目的で使用することはできない。

③ 覚醒剤原料が不良であったり、不用となった場合に、返品・交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできない。この場合には廃棄手続きをすること（「５ 廃棄届」参照）。

④ 病院等間や薬局間での譲り渡し・譲り受けは、例え同一法人であっても原則としてできない。ただし、覚醒剤原料取扱者指定を受けた薬局や、業務廃止に伴う譲渡を行う場合は、この限りでない。

⑤ 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを確認すること。（指導事項）

⑥ 覚醒剤原料の譲り渡し、譲り受けについては、県をまたいても差し支えない。

（２） 病院、診療所、飼育動物診療施設等

① 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、次の場合に覚醒剤原料を所持することができる。

ア 病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、又は飼育動物診療施設の開設者がその業務のため医薬品覚醒剤原料を所持する場合

イ 病院・診療所において調剤に従事する薬剤師、病院・診療所の管理者、病院・診療所において診療に従事する医師・歯科医師、獣医師管理者、飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者である獣医師及び飼育動物診療施設の開設者に使用されている獣医師に限る。）が、その業務のため医薬品覚醒剤原料を所持する場合

ウ 上記ア及びイの業務上の補助者がその業務のため医薬品覚醒剤原料を所持する

場合

- ② 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、往診医師等及び上記①イの者は、その業務のため、医薬品覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができる
- ③ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、次の場合に覚醒剤原料を譲り渡すことができる。
 - ア 病院・診療所において診療に従事する医師・歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品覚醒剤原料を交付する場合
 - イ 病院・診療所の開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合
- ④ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、又は飼育動物診療施設の開設者（以下、病院等の開設者）が、その業務のため、覚醒剤原料取扱者等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。
- ⑤ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、病院等の開設者は、覚醒剤原料取扱者等以外からであっても、当該病院等において医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。

※病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られる。

- ⑥ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、病院等の開設者は、医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。

※病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られる。

- ⑦ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、病院等の開設者は、患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を千葉県知事に提出する必要がある。また、廃棄後３０日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を千葉県知事に提出する必要がある（「５ 廃棄」参照）。
- ⑧ 病院、診療所、飼育動物診療施設等においては、病院等の開設者は、業務を廃止した病院・薬局等の開設者から３０日以内に譲り受けることができる。

（３） 薬局

- ① 薬局においては、次の場合に覚醒剤原料を所持することができる。
 - ア 薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料及び当該調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料を所持する場合

イ 薬局において調剤に従事する薬剤師がその業務のため医薬品覚醒剤原料を所持する場合

ウ 上記ア及びイの業務上の補助者がその業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合

- ② 薬局においては、上記①イの者は、その業務のため、医薬品覚醒剤原料を調剤のため使用することができる。
- ③ 薬局においては、薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができる。
- ④ 薬局においては、薬局開設者は、その業務のため、覚醒剤原料取扱者等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。
- ⑤ 薬局においては、薬局開設者は、覚醒剤原料取扱者等以外からであっても、医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。

※患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができる。

- ⑥ 薬局においては、薬局開設者は、医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができる。

※患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができる。

- ⑦ 薬局においては、薬局開設者は、患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を千葉県知事に提出する必要がある。また、廃棄後３０日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を千葉県知事に提出する必要がある（「５ 廃棄」参照）。
- ⑧ 薬局においては、薬局開設者は、業務を廃止した病院・薬局等の開設者から３０日以内に譲り受けることができる。

（４） 患者、看護に当たる者等

- ① 上記（２）及び（３）の場合のほか、次の場合においても覚醒剤原料を所持することが認められている。

ア 郵便等運送の業務に従事する者が、その業務を行う必要上覚醒剤原料を所持する場合

イ 病院・診療所において診療に従事する医師・歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者が、当該覚醒剤原料を所持する場合

ウ 上記イにおいて、覚醒剤原料の交付を受ける者の看護に当たる者が、その者のた

め当該覚醒剤原料を所持する場合

エ 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を所持する場合

オ 上記エにおいて、覚醒剤原料の交付を受ける者の看護に当る者が、その者のため、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を所持する場合

② 上記(2)及び(3)の場合のほか、次の場合においても覚醒剤原料を使用することが認められている。

ア 病院・診療所において診療に従事する医師・歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者が当該覚醒剤原料を施用する場合

イ 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を、薬局開設者又は病院・診療所の開設者から譲り受けて施用する場合

2 譲り渡し及び譲り受けの特例

譲り渡し及び譲り受けについては原則として上記1のとおり禁止されているが、業務を廃止した場合に限り、その所有する覚醒剤原料を、業務廃止の事由が発生した日から30日以内に次の者に譲り渡すことができる(「7 業務廃止等に係る在庫の覚醒剤原料の取扱い」参照)。

ア 覚醒剤原料輸入業者

イ 覚醒剤原料輸出業者

ウ 覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者

エ 覚醒剤原料取扱者

オ 覚醒剤原料研究者、覚醒剤研究者

カ 病院・診療所の開設者、飼育動物診療施設の開設者

キ 薬局開設者

3 譲渡証及び譲受証

第30条の10 覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合（前条第1項第3号、第4号及び第6号の場合を除く。）には、譲渡人は厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を、譲受人は厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証を相手方に交付しなければならない。

2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。

3 第1項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚醒剤原料の譲受又は譲渡の日から2年間、保存しなければならない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(17) 第30条の10第1項（譲渡証及び譲受証の交付）の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又はこれに虚偽の記載をし、若しくは同条第3項（譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存）に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第41条第2項若しくは第3項、第41条の2第2項若しくは第3項の罪を犯し、又は第41条の3第2項若しくは第3項、第41条の4第2項若しくは第3項、第41条の5、第42条若しくは第42条の2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

【覚醒剤取締法施行令】

第1条 覚醒剤取締法（以下「法」という。）第18条第1項の譲受人は、同条第2項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た譲受人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第18条第

2 項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、法第30条の10第1項の譲受人が同条第2項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

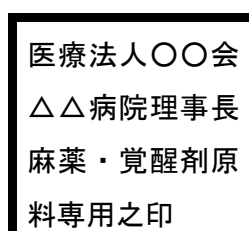
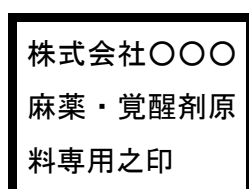
(1) 譲渡証・譲受証の交付

病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者、又は薬局開設者は、覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等から譲り受ける場合には、次のことに注意すること。

- ① 病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者、又は薬局開設者から覚醒剤原料取扱者等へは譲受証を、覚醒剤原料取扱者等から病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者、又は薬局開設者へは譲渡証を相互に取り交わして、覚醒剤原料を譲り受けること。この場合、譲受証をあらかじめ覚醒剤原料取扱者等に交付するか、同時交換でなければ、覚醒剤原料を受け取ることはできない。
- ② 次の場合には、譲受証、譲渡証の交付は必要ない。
 - ア 病院・診療所において診療に従事する医師・歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品覚醒剤原料を交付する場合
 - イ 病院・診療所の開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合
 - ウ 薬局開設者が、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合
- ③ 譲渡証(譲受証)の交付を受けた者は、譲り受け(譲り渡し)の日から2年間、これを保存しなければならない。
- ④ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造用に覚醒剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚醒剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載すること。
- ⑤ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換、及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になる。なお、薬局の資格で購入した覚醒剤原料を薬局製剤に使用することはできない。
- ⑥ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲り渡す場合(譲り受ける場合)にあっても、譲渡証(譲受証)の交付は必要となる。
- ⑦ 覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品とを照合し確認すること。(指導事項)

- ⑧ 譲受証は、譲受人が作成し押印しなければならない。この場合の譲受人とは病院の開設者、診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者、又は薬局開設者のことをいい、印鑑は代表者印（譲受人が個人の場合は認印、法人の場合には代表取締役印、医療法人の理事長印、公的医療機関の施設長の公印、管理者印等）又は覚醒剤原料専用印を作成し、押印しなければならない。なお、この覚醒剤原料専用印の印影は特に定めはないが、それが覚醒剤原料関係の手続き専用でそれ以外には使用しないものであり、かつ、紛らわしくないものが望ましい。（指導事項）
- ⑨ 覚醒剤原料専用印の取り扱いについては、上記⑨のとおり「覚醒剤原料専用」が原則であるが、覚醒剤及び麻薬については例外的に併用しても差し支えない。ただし、併用する場合には、印影に覚醒剤の場合は「覚醒剤専用」、麻薬の場合には「麻薬専用」の文言も加えること。なお、「覚醒剤専用印」については、「覚醒剤原料専用」の文言が無くても、覚醒剤原料に使用しても差し支えない。（指導事項）

※覚醒剤原料専用印の例：



(2) 譲渡証・譲受証の記載(確認)要領

	譲渡証	譲受証
譲渡・譲受年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	○当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印 ○業務廃止等に伴い譲渡する場合は、右譲受証の記載方法と同様に記名し押印	○病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 ○往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印
指定の種類及び番号欄	○「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類 ○譲渡人の当該指定証の番号 ○業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別	
品名欄	○日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称 ○その他の医薬品は、一般的名称または商品名	
使用の目的及び備考欄	○業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	○使用目的等を具体的に記載 例：調剤のため

4 保管、管理及び記録

第30条の12 第30条の7（所持の禁止）第1号から第7号までに規定する者（病院又は診療所にあつてはその管理者とし、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者とする。以下第30条の14において同じ。）は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

- (1) 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤製造業者にあつては、その業務所若しくは製造所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出た場所
- (2) 覚醒剤原料取扱者にあつては、その業務所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所
- (3) 覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者にあつては、その研究所
- (4) 薬局開設者にあつては、その薬局
- (5) 病院又は診療所の管理者にあつてはその病院又は診療所、往診医師等にあつてはその住所
- (6) 飼育動物診療施設の獣医師管理者にあつてはその施設、往診のみによつて飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつてはその住所

2 前項の保管は、鍵をかけた場所において行わなければならない。

（帳簿）

第30条の17 第30条の7（所持の禁止）第1号又は第7号に規定する者は、それぞれその業務所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日
- (2) 覚醒剤原料の輸入又は輸出の相手方の氏名又は名称及び住所
- (3) 第30条の14第1項から第3項まで（事故等の届出）の規定により届出をした覚醒剤原料の品名及び数量

2 第30条の7第3号から第5号までに規定する者は、それぞれその業務所、製造所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 製造し、譲り渡し、譲り受け、業務若しくは研究のため使用し、又は廃棄した覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日
- (2) 第30条の14第1項から第3項までの規定により届出をした覚醒剤原料の品名及び数量

3 第30条の7第6号又は第7号に規定する者は、それぞれその病院、診療所、飼育動物

診療施設又は薬局ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日
 - (2) 第30条の14第1項から第3項までの規定により届出をした医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量
- 4 前3項に規定する者は、前3項の帳簿を最終の記入をした日から2年間保存しなければならない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (17) 第30条の12（保管）の規定に違反した者

第42条の2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (6) 第30条の17第4項（帳簿の保存）の規定に違反した者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第42条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(1) 保管

- ① 覚醒剤原料については、次に掲げる場所に保管しなければならない。
 - ア 病院又は診療所（往診医師等にあつては、その住所）
 - イ 飼育動物診療施設（往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所）
 - ウ 薬局
- ② 覚醒剤原料の保管は、「鍵をかけた場所」において行わなければならない。なお、ここでいう「鍵をかけた場所」とは、施錠設備のある倉庫、薬品庫等のほかロッカー、金庫等の保管設備のことをいう。
- ③ 病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要となる。ただし、患者自らが保管する場合はこの限りでない。
- ④ 保管庫が覚醒剤原料専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管し、覚醒剤原料と他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけること。（指導事項）
- ⑤ 麻薬の入った麻薬保管庫には一緒に保管できない。（麻向法第34条第2項）

(2) 管理及び記録

① 覚醒剤原料については、在庫数量の定期的な確認等、管理すること。(指導事項)

② 次の者は、病院・薬局等ごとに帳簿を備えなければならない。

ア 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む）

イ 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）

ウ 薬局の開設者

③ 帳簿には、次の事項を記入しなければならない。

ア 当該病院・薬局等の開設者が譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日

※譲り受けた日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入する。また、備考欄に製造番号を記入する。

(指導事項)

※「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の届出日を備考欄に記載する。(指導事項)

イ 当該病院・薬局等の開設者が廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日

※「覚醒剤原料廃棄届出書」、「交付または調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」の届出日を備考欄に記載する。(指導事項)

ウ 当該病院等で施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日

エ 当該病院・薬局等の開設者が譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月

オ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月

※「覚醒剤原料事故届出書」の届出日を備考欄に記載する。(指導事項)

④ 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する。

ア 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載する。

イ 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものがでもよい。

※脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えないが、紛失等がないように保管に留意する。

ウ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用する。

エ 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコンを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に都道府県職員等の立会署名等を必要とすることもあるので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにする。

オ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消して、その脇に正しい文字等を書く。修正液等は使用しない。

カ 帳簿の記載は、原則として、医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行う。

キ 当該病院等又は薬局の開設者は、帳簿を使い終わったときは、最終の記載の日から2年間保存しなければならない。

- ク 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等は、譲り受け、又は製造に使用した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載しなければならない。また、当該薬局製剤製造販売業者等が譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局の開設者に譲り渡した覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載し、併せて譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を薬局の帳簿に記載しなければならない。

帳簿の記載例

品 名			XXX 錠 Ymg		単 位	錠
年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備 考
R2	4	1			11	前帳簿から繰り越し 製造番号：AA-12345
R2	4	11	100		111	□□株式会社から購入 製造番号：BB-54321 R2.4.12 到着
R2	5	3		21	90	▲▲▲▲に処方
R2	5	17		2	88	製造番号：AA-12345 2錠 R2.5.17 試験検査のため覚醒剤原料研究者△△△△に譲渡 令和2年5月15日付け■厚麻発 0515第1号覚醒剤原料譲渡許可書
R2	5	20	(7)	(7)	88	▽▽▽▽から返納 R2.5.22 交付又は調剤済みの覚醒剤原料譲受届出書提出 R2.5.25 廃棄 立会者署名 R2.6.10 交付又は調剤済みの覚醒剤原料廃棄届提出
R2	6	8		10	78	所在不明 R2.6.8 事故届提出 R2.6.8〇〇警察署届出
R2	6	10		21	57	▲▲▲▲に処方
R2	6	17	14		71	▲▲▲▲への処方変更による未譲渡分の返納
R2	6	25		1	70	異物が付着していたため、□□株式会社に譲渡 令和2年6月20日付け■厚麻発 0620第1号覚醒剤原料譲渡許可書

5 廃棄

第30条の9 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(6) 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬局開設者若しくは病院若しくは診療所の開設者から医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者について、次のいずれかに該当する場合

イ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、その医薬品である覚醒剤原料を施用する必要がなくなつた場合において、その医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合

ロ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理するその医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合

2 前項第6号の規定により、医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者は、第30条の14第3項（覚醒剤原料の譲受の届出）に基づく届出の後、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその医薬品である覚醒剤原料を廃棄しなければならない。

第30条の13 第30条の7（所持の禁止）第1号から第7号までに規定する者は、その所有する覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、この限りでない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(16) 第30条の9第2項（覚醒剤原料の廃棄）の規定に違反した者

(19) 第30条の13（廃棄）の規定に違反した者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第42条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(1) 第30条の9第1項第6号の規定により、患者または相続人等から譲受した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合

「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」に関する届出者は、業務所の開設者となるので、開設者が個人の場合は開設者の氏名を記名すること。開設者が法人の場合は定款に記載された代表者名等(例：病院・診療所の場合は医療法人理事長・院長、株式会社の場合は代表取締役)を記名すること。

「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」及び 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」の提出先 (郵送可)

業務所の所在地を管轄する県保健所（健康福祉センター）又は市保健所

- ① 病院・診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、患者または相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲受した場合には、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出すること。
- ② 病院・診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、患者または相続人等から譲受した医薬品覚醒剤原料を速やかに廃棄しなくてはならず、廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出すること。

※30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差支えありません。

- ③ 廃棄にあたっては、病院・診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、他の職員の立会いの下に廃棄すること。（指導事項）
- ④ 廃棄は、焼却、放流等回収が困難な方法によって行うこと。
- ⑤ 廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録すること。

※病院、診療所、飼育動物診療施設の開設者が患者等から譲受し、廃棄できる医薬品覚醒剤原料は、自らの病院等で交付したものに限りません。そうでない場合、持参した患者自らが廃棄するように指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃

棄を補助することは差し支えありません。

(2) 第30条の13の規定により、医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合

廃棄に関する届出者は、業務所の開設者となるので、開設者が個人の場合は開設者の氏名を記名すること。開設者が法人の場合は定款に記載された代表者名等(例：病院・診療所の場合は医療法人理事長・院長、株式会社の場合は代表取締役)を記名すること。

覚醒剤原料廃棄届出書の提出先 (郵送可)

業務所の所在地を管轄する県保健所(健康福祉センター)又は市保健所

- ① 病院・診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、所有する覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、事前に業務所の所在地を管轄する県健康福祉センター又は市保健所に「覚醒剤原料廃棄届出書」を提出し、薬務課の職員又は保健所の職員(以下「県職員」という。)の立ち会いの下廃棄しなければならない。
- ② 手続きが完了するまでは従前通り保管すること。
- ③ 廃棄は、焼却、放流等回収が困難な方法によって行うこと。
- ④ 廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録してください。
- ⑤ 上記①の対象となる覚醒剤原料の例としては、次のとおりである。
 - ア 期限切れ、変質、誤調剤、汚染等の理由で譲渡又は使用できなくなった場合
 - イ 調剤中に発生した残り(例：1錠を半分に割った半錠)で譲渡又は使用する見込みがなく不要となった場合
 - ウ 業務廃止、開設者変更などに伴い使用する見込みがなくなった場合
 - エ 落下事故等で一部滅失した覚醒剤原料のうち一部回収できた場合
 - オ その他、譲渡又は使用する見込みがなく不要となった場合
- ⑥ 届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出ること。
- ⑦ 廃棄の際に、併せて麻薬等の立入検査をする場合がある。(「第4 監督」参照)

6 事故

第30条の14 第30条の7（所持の禁止）第1号から第7号までに規定する者は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、速やかにその覚醒剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、同条第1号から第3号までに規定する者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(19) 第30条の14（事故の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第42条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

事故に関する届出者は、業務所の開設者となるので、開設者が個人の場合は開設者の氏名を記名すること。開設者が法人の場合は定款に記載された代表者名等（例：病院・診療所の場合は医療法人理事長・院長、株式会社の場合は代表取締役）を記名すること。

覚醒剤原料事故届出書の提出先（郵送可）

業務所の所在地を管轄する県保健所（健康福祉センター）又は市保健所

- ① 覚醒剤原料の紛失、所在不明等があった場合は、業務所内の搜索、原因解明等の調査を尽くすこと。この調査の結果、明らかに事故であると判明した場合は、速やかに「覚醒剤原料事故届出書」を薬務課へ提出すること。なお、事故の届出事項中「事故の状況」については、盗難又は所在不明の場合は詳細に記載すること。（指導事項）
- ② 盗難の場合には、警察署に盗難届等を提出すること。（指導事項）
- ③ 手続きに不明な点がある場合には、速やかに薬務課まで問い合わせること。
- ④ 事故の内容が紛失、所在不明、盗難等の場合は、事故調査及び立入検査を行うことがある。（「第4 監督」参照）

7 業務廃止等に係る在庫の覚醒剤原料の取扱い

第30条の15 第30条の7（所持の禁止）第1号から第7号までに規定する者（国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者とし、管理者がない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者とする。）は、次に掲げる場合においては、その事由の生じた日から15日以内に、同条第1号から第3号までに規定する者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際その者が所有し、又は所持していた覚醒剤原料の品名及び数量を報告しなければならない。

(2) 薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき、又は薬事法第75条第1項（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

(3) 病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

(4) 飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

2 前項の場合において、当該報告をしなければならない者は、同項各号に掲げる事由が生じた日から30日以内に、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡し、かつ、譲り渡した覚醒剤原料の品名及び数量並びに譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を、前項に規定する区分に従い都道府県知事を経て厚生労働大臣に又は都道府県知事に、報告しなければならない。

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該覚醒剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は、速やかに当該職員の立会を求めその指示を受けて当該覚醒剤原料につき廃棄その他の処分をしなければならない。

4 第24条第4項（指定の失効の場合の措置義務）の規定は、第1項第3号又は第4号の場合において病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の開設者が国又は地方公共団体である場合を除いて、前3項の規定による報告及び譲渡、廃棄その他の処分につき、前3項の規定により報告及び譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者に関し準用する。

5 前3項の場合においては、第2項又は第3項の規定により覚醒剤原料の譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者及びこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人並びにこれらの者の業務上の補助者については、第1項各号に掲げる事由の生じた日から前3項の規定による譲渡、廃棄その他の処分をするまでの間は、第30条の7の規定は、適用しない。

6 第2項及び第4項の場合には、第30条の9（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定は、

適用しない。

第 4 2 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 2 0 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(20) 第 3 0 条の 1 5 第 1 項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原料の品名及び数量の報告）若しくは第 2 項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原料の譲渡及びその報告）又は同条第 4 項において準用する第 2 4 条第 4 項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(21) 第 3 0 条の 1 5 第 3 項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原料の廃棄その他の処分）の規定又は同条第 4 項において準用する第 2 4 条第 4 項（死亡又は解散の場合における処分義務の転移）の規定に違反した者

第 4 4 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第 4 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」、及び「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」の届出者は、業務所の開設者となるので、開設者が個人の場合は開設者の氏名を記名すること。開設者が法人の場合は定款に記載された代表者名等（例：病院・診療所の場合は医療法人理事長・院長、株式会社の場合は代表取締役）を記名すること。

「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」、及び「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」の提出先（郵送可）

業務所の所在地を管轄する県保健所（健康福祉センター）又は市保健所
（ただし、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」にあつては、千葉市・船橋市・柏市に業務所がある場合は薬務課）

（１）所有数量報告

- ① 薬局、病院等の開設許可が失効したり、業務を廃止したりした場合には、その時点で所有する覚醒剤原料の数量を報告しなければならない。
- ② 当該報告は、業務廃止等の事由が生じた日から 1 5 日以内に行わなければならない。
- ③ 業務廃止等の事由が生じた時点で在庫の覚醒剤原料が無い場合には、報告を要さない。

(2) 譲渡報告

- ① 譲り渡し及び譲り受けについては原則として禁止されているが、業務を廃止した場合に限り、その所有する覚醒剤原料を、業務廃止の事由が発生した日から30日以内に次の者に譲り渡すことができる(「1 所持、譲り渡し、譲り受け及び使用」参照)。
 - ア 覚醒剤原料輸入業者
 - イ 覚醒剤原料輸出業者
 - ウ 覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者
 - エ 覚醒剤原料取扱者
 - オ 覚醒剤原料研究者
 - カ 病院・診療所の開設者、飼育動物診療施設の開設者
 - キ 薬局開設者
- ② 上記①の覚醒剤原料の譲渡を行った場合は、業務廃止等の事由が生じた日から30日以内に譲渡報告をしなければならない。
- ③ 上記①の譲渡を行った場合は、譲渡証・譲受証の交付を行わなければならない。

(3) 処分届出書

- ① 業務廃止等の事由が生じた日から30日以内に所有する覚醒剤原料を譲渡できなかった場合は、当該覚醒剤原料は、県職員の立ち会いの下廃棄しなければならない。
- ② 上記①の廃棄は、処分届出書の提出により行うものとする。(指導事項)

第3 携帯輸出入

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要がある。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページ(URL : <http://www.ncd.mhlw.go.jp/s hinsei5.html>)を確認すること。

第4 監督

第32条

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤原料の取締上必要があるときは、当該職員をして第30条の12(保管)各号に規定する者の当該各号に規定する場所(往診医師等及び往診のみによつて飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師の住所を除く。)に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚醒剤原料若しくは覚醒剤原料である

ことの疑いのある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は第30条の7（所持の禁止）第1号から第7号までに規定する者その他の関係者について質問をさせることができる。

3 前2項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第33条 第30条の13（廃棄）、第30条の15第3項（指定失効等の際に所有していた覚醒剤原料の処分）並びに前条第1項及び第2項に規定する当該職員の職権は、次の各号に掲げる者が行なう。

(2) 麻薬取締員又は薬事監視員のうちから都道府県知事があらかじめ指定する者

2 前項第2号の規定により指定された者は、覚醒剤監視員と称する。

3 覚醒剤監視員は、第22条の2若しくは第24条第3項の規定による覚醒剤の処分若しくは第30条の13若しくは第30条の15第3項の規定による覚醒剤原料の処分に立ち会う場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第42条の2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(8) 第32条第1項又は第2項（立入検査、収去及び質問）の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第42条の2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

- ① 千葉県においては、県職員が、随時業務所の立入検査を実施している。
- ② 覚醒剤原料を取り扱う者については、法律上、覚醒剤原料の取扱いについて必要な各種の義務が課されているが、これらの遵守の状況について必要な調査、指導を行うため立入検査を行うものである。
- ③ 具体的には、覚醒剤原料の保管状況、譲渡証、その他覚醒剤原料の取扱いに関する事項について検査する。併せて、麻薬、向精神薬等の取扱いについても同時に立入検査を行う場合がある。

別記第十三号様式（第十六条関係）

覚醒剤原料譲渡証 年 月 日 譲渡年月日 譲 渡 人 住 所 氏 名 指定の種類及び番号				
譲 受 人	住 所			
	氏 名			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

別記第十四号様式（第十六条関係）

覚醒剤原料譲受証 年 月 日 譲受年月日 譲 受 人 住 所 氏 名 指定の種類及び番号				
譲 渡 人		住 所		
		氏 名		
使 用 の 目 的				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第 13 号様式に準ずること。

帳簿の様式

品 名		単 位	
-----	--	-----	--

[illegible]

別記第十六号様式（第十九条第一項関係）

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

千 葉 県 知 事 様

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目 及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び 名称	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十七号様式（第十九条第二項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

千 葉 県 知 事 様

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

千 葉 県 知 事 様

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

千 葉 県 知 事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

千 葉 県 知 事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

千葉県知事様

業 態					
業務所	所在地				
	名 称				
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第 30 条の 7 による区分及び 業種名	指 定 証 の 番号	
報告の事由及びその事由の発生年月日					

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所
届出義務者続柄
氏 名

千 葉 県 知 事 様

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
届出の事由及びその 事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。